

誓 約 書

令和 年 月 日

津 山 市 長 殿

住 所
氏 名

印

別紙の申請について、下記の許可条件を厳守し、従うことを誓約します。

道路占用・溝渠使用許可条件
(道路法32条・河川法第 条・法定外公共物管理条例第5条)

1. 着手

(1) 着手の協議

申請書に記載した期間内に着手・完成すること。

(2) 道路使用許可

道路交通法第77条(道路使用許可)の規定に該当する場合、警察署長の許可を得ること。

(3) 交通規制の協議

通行の禁止又は制限を伴う場合、別途協議書を提出すること。

2. 許可証の表示

占用者は、占用場所に許可証又は、許可書(写)を表示しなければならない。

3. 維持補修・瑕疵責任

(1) 適正な管理

占用物件の構造を常時良好な状態に維持管理し、目的以外に使用しないこと。

(2) 瑕疵担保

完成届受理日(完成届を受け、現地で完成を確認した日)から2箇年の間に、当工事に起因して道路が損傷した場合は、市長の指示により直ちに占用者の負担において復旧する事。

(3) 損害賠償等

占用に起因して道路の構造及び第三者に損害を与えた場合は、占用者の負担において復旧及び損害賠償を行うこと。

4. 完成届

工事が完了したときは、完成届を提出すること。

5. 許可の取り消し

許可条件に違反をしたとき、又は次に該当する場合は、許可を取り消す。

(1) 道路に関する工事のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 道路の構造、又は交通に著しい支障が生じたとき。

(3) 法令命令その他、やむを得ない必要が生じたとき。

(4) 許可の日が過ぎても工事着手しないとき。

(5) 占用料を指定の期間に完納しないとき。

6. 原状回復

上記理由により取消があった時は、異議なくこれに従い、直ちに占用物件を撤去、原形復旧し、これに対する補償等一切の要求をしない。

7. その他

(1) 道路管理者が、道路若しくは道路管理の必要から占用許可を取り消し、又は占用物件の移転、撤去等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。

(2) 占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、占用者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。

8. 特記事項

番号